

競争的資金等による研究活動に係る行動規範

平成 30 年 6 月 1 日

日本テクノサービス株式会社

日本テクノサービス株式会社の研究者、研究補助員およびそれに関わる事務社員（以下「研究者等」という）は、競争的資金等による研究活動において以下の行動規範を遵守するものとする。

1. 研究者等は「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣）の内容を理解し、常にこのガイドラインを意識して研究活動を行う。
2. 研究者等は、競争的資金等が公的な資金であることを認識し、計画的、効率的に使用しなければならない。また、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
3. 研究者等は、競争的資金等の使用にあたり、関係する法定・通知及び会社が定める規則等を遵守しなければならない。
4. 研究者等は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して競争的資金等の不正使用を未然に防止するように努めなければならない。
5. 研究者等は、競争的資金等の使用にあたり取引業者との関係において不正のないよう行動しなければならない。
6. 研究者等は、競争的資金等の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。倫理教育について話し合いを行い、意識向上を図る。